

健康管理責任者設置要綱

(目 的)

事業所における被保険者及び被扶養者の健康管理と健康意識の向上、啓蒙に努めるとともに、出版健康保険組合（以下「組合」という。）が実施する各種健康管理事業の円滑な実施を図るため、事業所に健康管理責任者をおく。

(健康管理責任者の委嘱)

健康管理責任者は、事業所の推薦により理事長が委嘱する。

(健康管理責任者の任務)

- 1 健康管理責任者は、所属する事業所における健康管理事業を円滑に実施するため、組合と緊密な連絡を図り、被保険者及び被扶養者の健康に関する指導並びに相談を行うものとする。
- 2 健康管理事業の一環として行う健康診断の実施にあたっては、事業所の実態を考慮し、各年度の健診事業の計画を策定し推進するものとする。
 - (1) 健診等（特定健康診査・特定保健指導含む）事業の実施にあたっては、効率的な推進と受診率向上を図るため、事業主並びに被保険者の積極的な協力を求めるとともに、常に健診の受診状況を把握し、健診未受診者、精検及び特定保健指導未受診者の解消に特段の指導、奨励を行うものとする。
 - (2) 健康管理責任者は、健診結果について被保険者にもれなく通知するとともに、健康支援サイト「マイヘルスウェブ」等を活用して、過去の健診記録と照合する等被保険者及び被扶養者の健康管理意識の向上につとめるものとする。

(健康管理責任者の任期)

健康管理責任者の任期は、特別の事情がない限り、事業所においてその職責に在職している期間とする。また、変更がある時は、遅滞なく健康管理責任者変更届を提出することとする。

(健康管理責任者への研修・教育)

組合は、健康管理責任者に対し、保健事業の有効かつ円滑な実施を図るべく、資質向上のためのセミナー等を開催することとする。

(健康管理責任者にかかる事務)

健康管理責任者に関する事務は、健康管理センター事務部健康管理課が所掌するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成3年2月20日から実施する。
- 1 この要綱の（交通費の支給）にかかる改正は、平成15年4月17日から実施する。
- 1 この要綱の（健康管理責任者の任務）（健康管理責任者への研修・教育）にかかる改正は、令和7年8月1日から実施する。